

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会  
会 長 常 住 豊

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進等について

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

マイナンバーカードの積極的な取得及び健康保険証利用の促進等に関しては、先般より会員へご周知いただいているところですが、この度、総務省より、マイナンバーカードのメリットが拡大することに関して、パンフレット等広報素材の提供とともに下記のとおり案内がございました。

各単位会におかれましては、ご多用のところ大変恐縮ではございますが、あらためて所属会員へご周知いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本会ホームページの会員専用ページにも本件に関して掲載いたしますことを申し添えます。

記

(1) マイナポイント第2弾の開始

- ・マイナポイント第2弾では、次のとおり最大20,000円相当のマイナポイントがもらえます。
  - ア マイナンバーカードを新規に取得した方等に対し、最大5,000円相当のポイント※1、
  - イ 健康保険証としての利用申込を行った方に対し、7,500円相当のポイント
  - ウ 公金受取口座の登録を行った方に対し、7,500円相当のポイント
- ・アは令和4年1月1日から既にポイントの申込・付与が開始しています。  
イ及びウについては、令和4年6月30日からポイントの申込・付与が開始予定です。  
なお、マイナポイント第2弾については、令和4年9月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象です。  
令和4年6月30日に開始予定のイ及びウについては、既に健康保険証としての利用申込をされている方、公金受取口座を登録済の方も対象です。
- ・最新の情報は、「マイナポイント事業」HP※3を御覧ください。
  - ※1 マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。
  - ※2 マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。
  - ※3 「マイナポイント事業」(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)

(2) 公金受取口座登録制度の開始

- ・公金受取口座登録制度※4は、国民の皆様一人一口座、給付金等の受取のための口座を、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。  
これにより年金、児童手当など、今後の給付金などの申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき、緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができ  
ます。  
この公金受取口座については、令和4年3月28日からマイナポータルで登録※5ができるようになって  
います。
- ※4 公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁HPを御確認ください。  
デジタル庁HP「公金受取口座登録制度」  
([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/))
- ※5 口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではありません。別途申請などが必要になり  
ます。

【よくある質問】

- Q1 公金受取口座登録制度について（総論）

([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration\\_faq\\_01/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_01/))

Q 2 公金受取口座の登録について

([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration\\_faq\\_02/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_02/))

Q 3 所得税の確定申告手続における登録について

([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration\\_faq\\_03/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_03/))

(3) 健康保険証として使用可能

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。

また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP※6 で公開しております。

※6 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html))

(4) 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認可能

- ・マイナポータル※7で、自分の薬剤情報や特定健診情報等※8の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。

また、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続が簡素化されます。

※7 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」(<https://myna.go.jp/>)

※8 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。

(5) 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得可能

- ・新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となりました。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

【詳細はこちらから】

デジタル庁 HP：新型コロナワクチン接種証明書アプリ

(<https://www.digital.go.jp/policies/vaccinecert>)

【ダウンロードはこちらから】

App Store：「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」(apple.com)

(<https://apps.apple.com/jp/app/id1593815264>)

Google Play：新型コロナワクチン接種証明書アプリ

(<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.digital.vrs.vpa>)

以上

<別紙>

- ①資料「従業員に対するマイナンバーカード申請支援のお願い」
- ②メリット一覧チラシ「こ～んなに便利！マイナンバーカード」
- ③チラシ「マイナポイント申込の際の注意点」A4版
- ④-1リーフレット「公金受取口座登録制度ってなんだろう？」A3版
- ④-2リーフレット「公金受取口座登録制度ってなんだろう？」A4版
- ⑤-1リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A3版
- ⑤-2リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A4版
- ⑥チラシ「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！」
- ⑦資料「業界団体・個社等における取組事例集」